

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 5 期

〔 2024 年 8 月 1 日から
2025 年 7 月 31 日まで 〕

2025 年 10 月 28 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人 F R I Q

所 在 地 東京都千代田区紺屋町 15 番地
代 表 者 佐藤 稔幸

目次

一. 業務の概況.....	1
1. 監査法人の目的及び沿革.....	1
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別.....	1
3. 業務の内容	1
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況.....	2
5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項	9
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項	10
二. 社員の概況.....	10
1. 社員の数	10
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成.....	10
三. 事務所の概況.....	11
四. 監査法人の組織の概要.....	11
五. 財産の概況.....	12
1. 売上高の総額	12
2. 直近の二会計年度の計算書類.....	12
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書.....	12
4. 供託金等の額	12
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容....	12
六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称.....	12

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- ①財務書類の監査又は証明の業務
- ②財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2) 沿革

2021年1月4日	監査法人F R I Q設立
2021年7月21日	準登録事務所名簿への登録
2023年1月23日	上場会社監査事務所名簿（旧制度）への登録
2023年4月5日	改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定によるみなし登録事務所
2024年8月7日	上場会社等監査人名簿への登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当事業年度の監査証明業務にかかる被監査会社数は60社（前期末比+3）、監査証明業務収入は732,786千円（前期比147,926千円増加）となりました。また、非監査証明業務収入は131,600千円（前期比17,680千円減少）となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025年7月31日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	13社	13社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	11社	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	6社	—
⑦ その他の任意監査	30社	—
計	60社	13社

(4) 非監査証明業務の状況

2025年7月31日現在

区分	対象会社数
大会社等	10社
その他の会社等	47社
計	57社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は「日本中のチャレンジする企業の成長を新しい力でサポートする」という PURPOSE を掲げて 2021 年に設立された監査法人であり、法人名は、Fan、Reliability、Innovation、Quality に由来しています。

この「F」「R」「I」「Q」を体现し、高品質な監査・保証業務を通じて、資本市場の健全な発展と信頼性向上に寄与し続けることを基本方針としています。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は、隔週で、社員会を開催し、経営管理に関する情報共有、課題認識について活発な議論を行うとともに、その上で、当監査法人の経営に関する重要事項について協議・承認することとしています。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人は、インサイダー取引防止規程や職業倫理に関する規程等の法令遵守に関する規程を整備し、法人内での研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、法令違反行為及び不正行為の早期発見と是正を図るため、外部の法律事務所を利用したコンプライアンス・ホットラインを設置し、また当監査法人のウェブサイトにおいても通報窓口を公開し、内部及び外部からの通報を受ける体制をとっております。

また、当監査法人及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、監査契約の新規締結及び更新、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、品質管理システムを適切に整備し運用しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人では、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う部門として、品質管理部を設けており、品質管理責任者を含む社員3名を中心とし、補助者として職員1名の体制としています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理部は、監査部門から独立しており、社員会直属としています。また、品質管理部に所属する社員が監査業務に従事する場合、他の品質管理部メンバーが審査等の立場からモニタリングを実施することで、部門としての独立性を担保しています。さらに重要事項については社員会にて協議・承認する体制としています。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年7月31日

② 業務の品質の管理の目的

当監査法人が実施する業務に関して以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備・運用しております。

- 当監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- 当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

当監査法人は誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、秘密保持、職業的専門家としての行動等の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めて運用しています。

また、独立性の保持のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めるとともに、当監査法人の全構成員が独立性の規程を遵守していることを確認するため、毎期定期的かつ必要に応じ「監査人の独立性チェックリスト」を利用して独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

さらに、大手会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務については、主要な担当者（業務執行社員及び審査担当社員等）に対して、倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けています。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規締結前に、また既存の監査契約を更新するか否かの決定に関して、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めて運用しています。

具体的には、監査業務等の契約の新規の締結に先立ち、企業と当監査法人（社員・職員を含む。）の利害関係の有無を調査するとともに、企業及び経営陣の姿勢やバックグラウンドの理解、事業の内容、契約条件及び業務リスク等を検討し、監査業務等の契約の受任にあたっては、一定の評価手続を経て社員会にて適切な承認を得る体制を採用しております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員の選任にあたっては、職業倫理や独立性に関する規程を遵守していることを前提とし、能力や実務経験等を勘案して決定しています。

また、監査チームのメンバーの選任は、業務内容の複雑さや、類似した業務の実務経験、適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属

する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力、及びコミュニケーション能力等を考慮し、監査業務の遂行に必要な時間が十分確保されていることを確認した上で、決定しています。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬決定に際しては、監査業務の品質を最重要項目とし、その他に職業倫理と独立性、専門的能力、審査結果等を総合的に勘案して決定しています。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当監査法人は職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して適切に業務を実施することを担保するため、必要とされる適性、能力及び経験並びに職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する方針及び手続を定めて運用しています。

専門要員を採用する場合には、実務経験年数や関与履歴等の情報を十分に考慮して決定しています。

教育・訓練については、専門要員の適性及び能力を高めるために継続的専門能力開発制度の完全履修を義務付けている他、適宜研修会を開催しています。

専門要員の評価については、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理・独立性を遵守することを正当に評価する方針としています。

専門要員の選任については、業務執行社員はその職責を果たすのに適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保できる者を監査業務に選任する方針としています。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項への対応を監査の品質管理規程等に定めております。

該当事項が発生した場合には、専門的な知識及び経験を有する法人内外の適切な者との討議等を通じて専門的な事項に係る見解を得る体制を整備運用しております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人では、監査上の判断の相違等の所定の要件に合致する重要な審査事項については、品質管理責任者へ報告し、必要に応じて社員全員が参加する審査会議を招集して協議・承認を受けることとしております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当監査法人のすべての監査業務については、審査担当者による審査を実施することとし、審査に関する方針及び手続を定め運用しています。審査については、審査対象会社の監査業務に従事しておらず、かつ、業務執行社員と同程度以上の専門的能力と実務経験を有する社員を審査担当者に選任し、監査チームが実施した監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するため、業務執行社員との討議及び裏付けとなる監査調書の検討並びに財務諸表とその監査報告書の検討により審査を実施しています。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人の監査調書は、電子調書を原則としており、紙調書はごく一部に限定されております。

当監査法人は、監査報告書日後に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を「監査調書の様式・保管・管理・廃棄等に関する規程」において定めております。監査調書は、電子調書システムによって管理・保管されおり、監査報告書日以降の定められた期日までにアーカイブされ、その後は、所定の手続を経ない限り一切、監査調書の修正及び追加はできない仕組みになっております。

(オ) その他

当監査法人は監査業務の品質を合理的に確保するために、我が国における監査基準等、日本公認会計士協会から公表されている監査基準報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を定め運用しています。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代が含まれています。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用、及び監査事務所内外への適時な情報の伝達に対処する品質目標を設定しております。具体的には以下の方針としています。

- (1) 当監査法人は、理事長等より、専門要員と監査チームに対して、監査事務所の対応を適用する責任を伝達する。
- (2) 品質管理システムの変更が専門要員と監査チームの責任に関連する場合、その責任に応じて迅速かつ適切に行動できるように、品質管理責任者はその変更を専門要員と監査チームに伝達する。
- (3) 当監査法人は、契約の新規の締結及び更新プロセスにおいて入手した情報のうち、監査チームが業務を計画し実施する上で関連する情報を伝達する。
- (4) 監査チームは、当監査法人に以下に関する情報を伝達する。
 - －契約の新規の締結又は更新の前に知っていれば、当監査法人が契約の新規の締結又は更新を承認しない原因となった可能性のある、業務の実施において得られた関与先に関する情報
 - －当監査法人の対応の運用に関する情報（例えば、専門要員を業務に割り当てる監査事務所のプロセスに関する懸念）
- (5) 監査チームは、審査担当者又は専門的な見解の問合せを実施する者に情報を伝達する。
- (6) グループ監査人は、監査事務所の方針又は手続に従って、業務レベルでの品質管理に関する事項等を構成単位の監査人に伝達する。
- (7) 独立性に関する要求事項の遵守について運用責任を割り当てられた者は、関連する専門要員及び監査チームに対して、独立性に関する要求事項の変更、並びにその変更に対処するための監査事務所の方針又は手続を伝達する。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は新規に監査契約を締結するが多く、前任監査人が存在する場合には、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続を「監査契約の新規の締結及び更新に関する規程」に定めており、当該規程は監査基準報告書 900 「監査人の交代」に準拠しています。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

上記アからキまでに掲げる事項、すなわち当監査法人における品質管理システムに関して、その整備及び運用に関する責任は品質管理責任者が負っており、品質管理システムに関する最終的な責任は理事長が負っております。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクに対処するための方針の策定及び実施に関して、品質管理部が中心となりその識別や評価、対応方針の策定等を実施し、最終的な審議・承認は社員会にて行っております。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

品質管理システムのモニタリング活動に関しては、品質管理部が中心となって実施しております。モニタリング活動は主として、品質管理システムが適切に整備され、有効に運用されていることを日々継続的にモニタリングする日常的モニタリングと所定の品質管理の方針及び手続に準拠して個々の監査が実施されているか否かを検討する完了した監査業務の検証から構成されています。モニタリング活動において識別された不備については、社員会にて報告・共有をした上で根本原因を分析し、改善のための継続的な是正措置を実施することしております。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当監査法人の品質管理システムに最終的な責任を有する代表社員は、2025年7月31日を評価基準日として、品質管理部が実施したモニタリング結果を踏まえ改善すべき重要事項の有無を検討した結果、当監査法人の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価しております。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管

理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するために、公認会計士である社員以外の者が代表社員となることを禁止しています。また、補助者として行う場合を除き特定社員が監査証明業務へ従事することを禁止しています。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月

2022 年 11 月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることを確認

当監査法人において最終的な品質管理責任を負っている理事長 佐藤稔幸は、当監査法人の第 5 期（自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）の業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容
該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

（1）当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当事項はありません。

（2）当該業務上の提携を開始した年月
該当事項はありません。

（3）当該業務上の提携の内容
該当事項はありません。

（4）共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要
該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
10 人	1 人	11 人

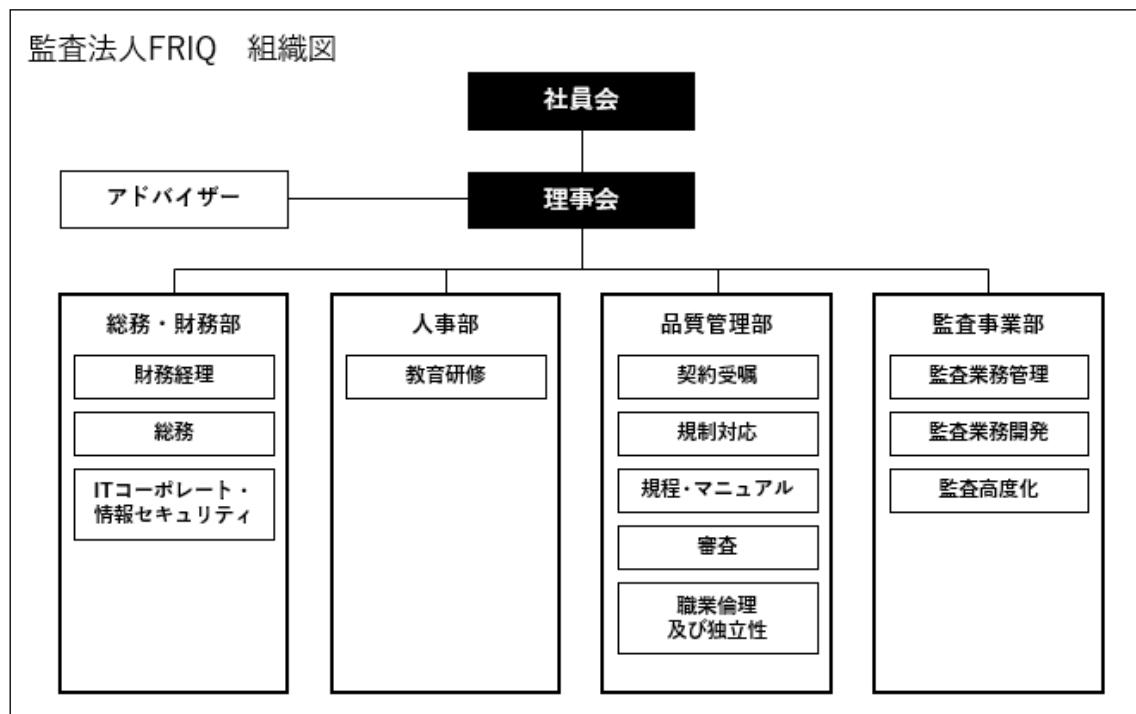
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	監査法人の活動に係る重要な事項について意思決定を行う。	10 人	1 人	11 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			公認会計士 である使用 人の数	
		社員		計		
		公認会計士	特定社員			
(主)	東京都千代田区紺屋町 15 番地	10 人	1 人	11 人	19 人	

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第4期 2023年8月1日～ 2024年7月31日	第5期 2024年8月1日～ 2025年7月31日
売上高		
監査証明業務	584,859	732,786
非監査証明業務	149,281	131,600
合計	734,141	864,386

2. 直近の二会計年度の計算書類

当監査法人は、無限責任監査法人のため、添付を省略しています。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当監査法人は、無限責任監査法人のため、監査は実施されていません。

4. 供託金等の額

当監査法人は、無限責任監査法人のため、記載を省略しています。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

当監査法人は、無限責任監査法人のため、記載を省略しています。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社アズパートナーズ

株式会社植松商会

株式会社エフ・コード

株式会社ディスラプターズ

工藤建設株式会社

株式会社クリップコーポレーション

Cocolive 株式会社

サインポスト株式会社
C R G ホールディングス株式会社
スローガン株式会社
株式会社ポプラ
横浜丸魚株式会社
ラクサス・テクノロジーズ株式会社
(五十音順)

以上